

令和6年度

(2024年度)

平塚市特別会計・公営企業会計予算書

競輪事業特別会計予算
及び予算に関する説明書

議案第29号

令和6年度平塚市競輪事業特別会計予算

令和6年度平塚市の競輪事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,339,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000千円と定める。

令和6年2月16日提出

平塚市長 落合 克宏

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 競輪事業収入		35,523,350
	1 競輪事業収入	35,523,350
2 財産収入		350
	1 財産運用収入	350
3 繰越金		400,300
	1 繰越金	400,300
4 繰入金		415,000
	1 基金繰入金	415,000
歳 入 合 計		36,339,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 競輪事業費		36,323,500
	1 競輪事業費	36,323,500
2 諸支出金		500
	1 地方公共団体金融機構納付金	500
3 予備費		15,000
	1 予備費	15,000
歳 出 合 計		36,339,000

(競輪事業特別会計)

国民健康保険事業特別会計予算
及び予算に関する説明書

議案第30号

令和6年度平塚市国民健康保険事業特別会計予算

令和6年度平塚市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,261,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和6年2月16日提出

平塚市長 落合 克宏

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		5,417,736
	1 国民健康保険税	5,417,736
2 一部負担金		20
	1 一部負担金	20
3 使用料及び手数料		30
	1 手数料	30
4 国庫支出金		10
	1 国庫補助金	10
5 県支出金		17,541,541
	1 県補助金	17,541,541
6 繰入金		2,130,374
	1 他会計繰入金	2,080,374
	2 基金繰入金	50,000
7 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
8 諸収入		71,289
	1 延滞金、加算金及び過料	38,030
	2 雑入	33,259
歳 入 合 計		25,261,000

(国民健康保険事業特別会計)

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		559,843
	1 総務管理費	487,680
	2 徴税費	71,562
	3 運営協議会費	601
2 保険給付費		17,267,016
	1 療養諸費	14,950,697
	2 高額療養費	2,239,904
	3 移送費	200
	4 出産育児諸費	55,024
	5 葬祭諸費	19,500
	6 傷病手当金	1,691
3 国民健康保険事業費納付 金		7,129,721
	1 医療給付費分	4,807,576
	2 後期高齢者支援金等分	1,731,286
	3 介護納付金分	590,859
4 共同事業拠出金		4
	1 共同事業拠出金	4
5 保健事業費		262,116
	1 保健事業費	36,466
	2 特定健康診査等事業費	225,650
6 諸支出金		42,200
	1 償還金及び還付加算金	42,200
7 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		25,261,000

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険税督促状封入封緘等業務委託料 (令 和 6 年 度 分)	令和7年度	506
特定保健指導支援業務委託料 (令 和 6 年 度 分)	令和7年度から 令和8年度まで	8,854

水産物地方卸売市場事業特別会計予算
及び予算に関する説明書

議案第31号

令和6年度平塚市水産物地方卸売市場事業特別会計予算

令和6年度平塚市の水産物地方卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和6年2月16日提出

平塚市長 落合 克宏

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		5,139
	1 使用料	5,139
2 繰入金		16,311
	1 他会計繰入金	16,311
3 繰越金		250
	1 繰越金	250
歳 入 合 計		21,700

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		21,600
	1 施設管理費	21,600
2 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		21,700

(水産物地方卸売市場事業特別会計)

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
水産物地方卸売市場基本整備計画及び食品等流通合理化計画策定業務委託料	令和7年度	3,130

介護保険事業特別会計予算
及び予算に関する説明書

議案第32号

令和6年度平塚市介護保険事業特別会計予算

令和6年度平塚市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,194,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和6年2月16日提出

平塚市長 落合 克宏

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保険料		5,318,563
	1 介護保険料	5,318,563
2 国庫支出金		4,958,393
	1 国庫負担金	4,120,671
	2 国庫補助金	837,722
3 支払基金交付金		6,258,108
	1 支払基金交付金	6,258,108
4 県支出金		3,402,083
	1 県負担金	3,239,702
	2 県補助金	162,381
5 繰入金		4,210,941
	1 一般会計繰入金	3,678,713
	2 基金繰入金	532,228
6 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
7 諸収入		44,912
	1 延滞金、加算金及び過料	300
	2 雑入	44,612
歳 入 合 計		24,194,000

(介護保険事業特別会計)

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		466,124
	1 総務管理費	283,751
	2 徴収費	17,414
	3 介護認定審査会費	164,450
	4 運営協議会費	509
2 保険給付費		22,689,740
	1 介護サービス等諸費	21,602,736
	2 その他諸費	18,477
	3 高額介護サービス等費	678,037
	4 特定入所者介護サービス等費	390,490
3 地域支援事業費		1,032,519
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	486,141
	2 一般介護予防事業費	43,295
	3 包括的支援事業費	467,467
	4 任意事業費	34,171
	5 その他諸費	1,445
4 諸支出金		4,617
	1 償還金及び還付加算金	4,350
	2 繰出金	267
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		24,194,000

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
介護保険システム標準化対応委託料	令和7年度	33,063

後期高齢者医療事業特別会計予算
及び予算に関する説明書

議案第33号

令和6年度平塚市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和6年度平塚市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,945,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月16日提出

平塚市長 落合 克宏

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		3,920,896
	1 後期高齢者医療保険料	3,920,896
2 繰入金		860,287
	1 一般会計繰入金	860,287
3 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
4 諸収入		153,817
	1 延滞金、加算金及び過料	100
	2 償還金及び還付加算金	8,000
	3 雑入	145,717
歳 入 合 計		4,945,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		164,841
	1 総務管理費	164,841
2 後期高齢者医療広域連合 納付金		4,580,160
	1 後期高齢者医療広域連合 納付金	4,580,160
3 保健事業費		190,999
	1 保健事業費	190,999
4 諸支出金		8,000
	1 償還金及び還付加算金	8,000
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		4,945,000

(後期高齢者医療事業特別会計)

病 院 事 業 会 計 予 算
及 び 予 算 に 関 す る 説 明 書

議案第34号

令和6年度平塚市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度平塚市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数

ア 一般病床	410床
イ 感染症病床	6床

(2) 年間患者数

ア 入院患者	119,720人
イ 外来患者	200,000人

(3) 一日平均患者数

ア 入院患者	328人
イ 外来患者	823人

(4) 主な建設改良事業

ア 資産購入費	679,595千円
イ 病院改良費	210,714千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	16,622,879千円
第1項 医業収益	13,644,248千円
第2項 医業外収益	2,772,631千円
第3項 特別利益	206,000千円

支 出

第1款 病院事業費用	17,326,736千円
第1項 医業費用	16,810,342千円
第2項 医業外費用	189,130千円
第3項 特別損失	325,264千円
第4項 予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,844,370千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	815,894千円
第1項 企業債	423,000千円
第2項 負担金	375,519千円
第3項 補助金	2,360千円
第4項 貸付金返還金	12,015千円
第5項 差入保証金返還金	3,000千円

支 出

第1款 資本的支出	2,660,264千円
第1項 建設改良費	890,309千円
第2項 企業債償還金	744,615千円
第3項 他会計借入金償還金	1,000,000千円
第4項 差入保証金	5,000千円
第5項 職員貸付金	20,040千円
第6項 過年度返還金	300千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院整備事業	423,000	普通貸借又は証券発行。なお、起債の全部又は一部を事業の進捗その他の都合により翌年度に繰越して起債することができる。	3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1, 000, 000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、また、それ以外の経費を、その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 9,198,247千円

(2) 交際費 500千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、3, 533, 585千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
医療器械	採血管準備システム	一式
医療器械	FPD(フラットパネルディテクタ)	一式
医療器械	救急外来・救急病棟モニタ	一式
医療器械	過酸化水素ガス滅菌器	一式
医療器械	手術支援ロボット用カメラスコープ	一式
医療器械	補助循環用ポンプカテーテル	一式

令和6年2月16日提出

平塚市長 落合 克宏

下水道事業会計予算
及び予算に関する説明書

議案第35号

令和6年度平塚市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度平塚市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 処理区域内人口	255,300 人
2 主要な建設改良費	
(1) 管渠事業費	1,315,442 千円
(2) ポンプ場事業費	401,926 千円
(3) 流域下水道建設費	198,937 千円
(4) 固定資産購入費	1,964 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 公共下水道事業収益	7,962,898 千円
第1項 営業収益	5,387,386 千円
第2項 営業外収益	2,566,149 千円
第3項 特別利益	9,363 千円
第2款 農業集落排水事業収益	242,909 千円
第1項 営業収益	25,171 千円
第2項 営業外収益	217,728 千円
第3項 特別利益	10 千円

支 出

第1款 公共下水道事業費用	7,871,568 千円
第1項 営業費用	7,263,730 千円
第2項 営業外費用	596,337 千円
第3項 特別損失	1,501 千円
第4項 予備費	10,000 千円
第2款 農業集落排水事業費用	242,909 千円
第1項 営業費用	210,302 千円
第2項 営業外費用	27,207 千円
第3項 特別損失	400 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,364,049千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額134,162千円、過年度分損益勘定留保資金2,229,887千円で補てんするものとする。 ）。

収 入

第 1 款 公共下水道事業資本的収入	2,604,696 千円
第 1 項 企業債	1,660,900 千円
第 2 項 他会計出資金	473,069 千円
第 3 項 他会計負担金	67,108 千円
第 4 項 分担金及び負担金	14,619 千円
第 5 項 国庫補助金	389,000 千円
第 2 款 農業集落排水事業資本的収入	41,778 千円
第 1 項 他会計出資金	41,778 千円

支 出

第 1 款 公共下水道事業資本的支出	4,918,089 千円
第 1 項 建設改良費	2,070,991 千円
第 2 項 企業債償還金	2,747,098 千円
第 3 項 投資	100,000 千円
第 2 款 農業集落排水事業資本的支出	92,434 千円
第 1 項 建設改良費	4,664 千円
第 2 項 企業債償還金	87,770 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
排水設備水洗化改造資金として融資した金融機関に対する損失補償(令和6年度設定分)	令和6年度から 令和11年度まで	融資残高並びにこれに 付帯する利息の合計額
平塚市下水道事業経営戦略改定業務	令和7年度	5,000
Wキャブダンプトラック購入費	令和6年度から 令和7年度まで	12,221

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	1,045,500	普通貸借又は証券発行。 事業の進捗その他の都合により翌年度に繰越して起債することができる。	3.5%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
資本費平準化債	430,200			
流域下水道事業	185,200			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 363,724 千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、103,003千円である。

令和6年2月16日提出

平塚市長 落合克宏